

Go To トラベル事業 事業者登録申請の案内

7/31更新

本事業における各種手続きについて

宿泊事業者の皆様がGo Toトラベル事業の対象商品を販売し、
給付金を申請する場合は以下の手続きが必要となります。

仮申請をしている場合及び仮給付枠を割り当てられている場合でも必ず本申請が必要になります。

※旅行会社・オンライン予約サイト経由のみで、Go Toトラベル事業による支援を受けて宿泊商品の
予約・販売を行おうとする場合についても、事務局への登録申請が必要となります。

【対象者】

旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む施設、
住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法
(平成25年法律第107号)第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設

【申請期間】

本申請 令和2年7月31日(金)～8月21日(金)

【申請方法】：給付金を申請する方法としては、次の3つがあります。

(パターンA) 旅行事業者(旅行会社・OTA)経由のみの場合

旅行事業者(旅行会社・オンライン予約サイト(OTA))経由のみで、宿泊商品の予約・販売する場合は
パターンAでの登録が必要です。なお、給付金の申請・管理は不要となります。

(パターンB) 宿泊事業者で直接予約・販売を行い、給付金申請を自ら行う場合

宿泊商品の予約・販売を行い、給付金の申請・管理・請求を自ら行う場合はパターンBでの登録が必要です。
なお、給付金の請求にあたり、登録された第三者機関の管理する予約・販売の記録が必要となります。

(パターンC) 宿泊事業者で直接予約・販売を行い、給付金申請を第三者が取りまとめる場合

宿泊商品の予約・販売を自ら行い、給付金の申請管理を第三者に委任する場合はパターンCでの登録が
必要です。なお、給付金の申請にあたり、登録された第三者機関の管理する予約・販売の記録が必要と
なります。

登録はGo Toトラベル公式サイト(事業者向け)から申請できます。(https://biz.gotojata-net.or.jp/)

郵送で登録申請する場合は、裏面様式に必要事項を記入し、Go Toトラベル事務局宛に送付してください。

※ 郵送先は、Go Toトラベル公式サイト(事業者向け)でご確認ください。(https://biz.gotojata-net.or.jp/)

■ 宿泊事業者の本事業への参画区分と登録パターン

	旅行会社・予約サイト からの予約のみを 取り扱う場合	直接販売で、 宿泊事業者が給付金 の申請を行う場合	直接販売で、 第三者機関が給付金 の申請を行う場合
参画区分	パターン A	パターン B	パターン C
第三者機関	不要	必要	
登録方法	情報登録	給付枠申請	情報登録

※パターンB、パターンCで登録すると、旅行会社・OTAからの予約分も給付対象になります。

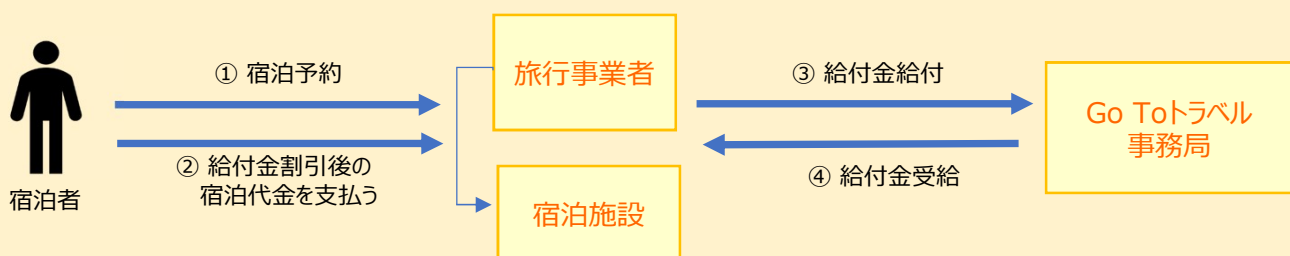
■登録申請に必要な様式一覧（郵送での申請の場合のみ）

※公式サイトからのお申込みの場合、様式の提出は必要ありません。

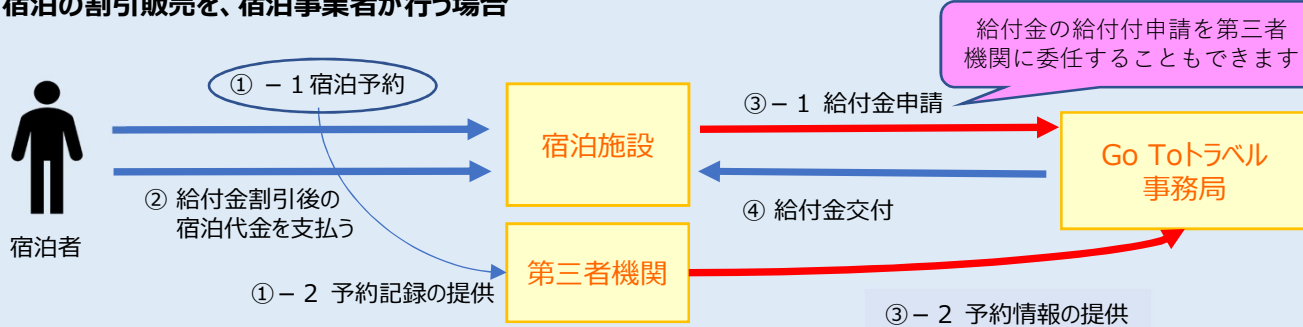
様式		パターンA	パターンB	パターンC
第3号	口座確認書（事業者用）	—	●	●
	上記口座が確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）	—	●	●
第4号	情報登録申請書（宿泊事業者提出用）	●	—	●
第5号	宿泊施設リスト	●	●	●
第6号の2	Go To トラベル事業参加同意書（宿泊事業者提出用）	●	●	●
第7号の2	給付枠申込書（宿泊事業者提出用）	—	●	—
第8号の2	取扱実績報告書・販売計画書（宿泊事業者提出用）	—	●	—

■宿泊予約から給付金給付までの流れ

■宿泊の割引販売を、旅行事業者・OTA経由で行う場合



■宿泊の割引販売を、宿泊事業者が行う場合



【第三者機関とは】

宿泊事業者が直接受けた予約記録を宿泊施設の外部で管理できるシステムや団体を指し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出できる機関を指します。

予約システム事業者、直販支援ポータルサイト、観光協会、DMO、温泉組合等がこれにあたります。

【宿泊事業者の給付枠管理・申請について】

宿泊事業者が、旅行者からの直接予約を給付対象とする場合は、宿泊事業者が直接給付金の申請を行う場合と、第三者機関が宿泊事業者に代わり、給付金の申請を行う場合の2パターンがあり、いずれの場合も登録された第三者機関の利用が必要です。

～問い合わせ先～

Go Toトラベル事務局コールセンター ※8月1日から

TEL:0570-017-345(受付時間:10時～19時 年中無休)ナビダイヤル

TEL:03-3548-0525(受付時間:10時～17時 土日祝・年末年始休み)